

令和4年12月5日

## 質 問 事 項 ・ 回 答

案件名称：ホイストクレーン点検整備

大 阪 市 環 境 局

番号	質問事項	回答
1	<p>1. 現場調査 点検の入札または契約前までに、点検箇所の現場調査をさせていただくことは可能ですか。または点検対象クレーンの写真等を送信いただけますか。</p> <p>2. 点検足場 点検対象全てのクレーンに点検台等の足場が備え付けられていますか。</p> <p>3. 試験用ウェイトの積み降ろし (1) ウェイト搬入・搬出時、点検対象クレーンを使用するの積み降ろしは可能ですか。 (2) 不可能の場合は、各センター所有のフォークリフトがあれば使用可能ですか。</p> <p>4. 試験用ウェイトの仮置き 各センターにおいて、試験用ウェイトを仮置きできる場所がありますか。</p>	<p>入札または契約前までの点検箇所の現場調査、写真の送付については不可です。</p> <p>足場は備え付けられていません。 ※本点検に際しては高所作業が必要なため、仕様書「6 特記事項」の(2)に記載のとおり、受注者において高所作業台などを用意してください。(南部環境事業センターのみ当該センター所有の高所作業台の使用を認めます。)</p> <p>(1) 可能です。 (2) 上記(1)のとおりです。</p> <p>各環境事業センターの業務に差し支えない場所に仮置きすることは可能ですが、詳細については各環境事業センターの指示に従ってください。</p>

<p>5. 対象クレーンの点検月 点検対象クレーンは法令に基づき、点検する月が決められていると思いますが、対象クレーン全ての点検月をご教示いただけますか。</p> <p>6. 提出物 (1) 報告書・写真は当日中に提出する必要がありますか。または後日提出でも可能ですか。 (2) 後日提出の場合、期限等がありますか。</p> <p>7. ランウェイ (1) ランウェイの点検を行う際、歩行用の足場などがありますか。 (2) ランウェイ上に墜落防止用の親綱は設置されていますか。</p> <p>(3) 足場・親綱の設置がない場合は高所作業車を搬入しますが、ランウェイの下部を走行できる幅 (2.5m～3m) は確保できますか。</p> <p>(4) 点検対象13台それぞれのランウェイ (建屋走行側) の距離は何mですか。</p>	<p>東北・西北・南部環境事業センターは1月、その他の環境事業センターは2月です。</p> <p>(1) (2) 履行期限内に提出してください。</p> <p>(1) 歩行用の足場はありません。 (2) 設置していません。 ※本点検に際しては高所作業が必要なため、仕様書「6 特記事項」の(2)に記載のとおり、受注者において高所作業台などを用意してください。(南部環境事業センターのみ当該センター所有の高所作業台の使用を認めます。)</p> <p>(3) 確保できます。</p> <p>(4) 概ね20mから25m程度です。</p>
--	--

	<p>8. 南部環境事業センターでの点検  (1) 東ブロックAの点検を行う際、B・Cのクレーンは停止状態ですか。  (2) 西ブロックG・Fの点検を行う際、E・Dのクレーンは停止状態ですか。  (3) 西ブロックG・Fは共通の電源回路ですか。</p> <p>9. 点検時間  点検時間は○時間以内など、制限時間は決められていますか。</p> <p>10. 保護具  各環境事業センターではごみの収集を行っていると思われませんが、作業環境では特に防護マスク等の着用が必須など指定の保護具はありますか。</p>	<p>(1) 停止状態です。  (2) 停止状態です。  (3) 共通の電源回路です。</p> <p>特に定めていませんが、日程等の詳細については、仕様書「6 特記事項」の(5)に記載のとおり、事業担当と協議願います。</p> <p>各環境事業センターとしてごみの収集に伴う指定の保護具はありませんが、高所作業を行う場合などの法令上等必要な保護具の着用を行ってください。</p>
--	--	---